

プラスワン通信

遺言代用信託とは？

Q.

私は、妻と障害を持った息子（無職）と3人で暮らしています。高齢になったせいか物忘れがひどく、私がいなくなった後、妻が認知症にでもなったら、息子（独身）のことが心配でなりません。私の相続後、息子に一括ではなく年金のように財産を渡すことはできるでしょうか？

A.

遺言代用信託という方法があります。遺言信託と違って、あなた（委託者）が元気なうちに契約として成立し、委託者の死亡時に改めて手続きや遺言執行が不要なため、早期に確実に財産を相続人に承継させることができます。お望みの通り、年金のように毎月息子さんに財産（生活費）を支払うことができます。

遺言代用信託のメリット・デメリット

【メリット】

- ①遺言のように厳格な様式が不要であり、契約締結後すぐに効力を発するため自分が元気なうち（生前）に確定できます。
- ②通常、相続が発生すると口座が凍結されますが、遺言代用信託は、死亡時に預金口座が閉鎖されません。
- ③信託会社を受託者にすることで、障害を持っている息子さんや奥様が認知症になったとしても悪意の第3者に財産を搾取されるリスクを抑えられます。

【デメリット】

- ①信託報酬がかかります。
- ②相続税の節税にはなりません。
- ③他の相続人の遺留分を侵害している場合は、遺留分減殺請求の対象になってしまいます。



信託報酬は高額という意見もあり、内容を理解して活用しましょう（横山）